

保護者 各位

豊橋市役所 こども未来部 保育課

令和 7 年度 現況届の提出について

子ども・子育て支援法第 22 条、子ども・子育て支援法施行規則第 9 条により、教育・保育認定を受けて認定こども園・保育園を利用している方は、年 1 回の現況届を提出する必要がありますと定められています。この現況届は、お子様の保育認定の継続に関わる重要な書類であり、令和 7 年 9 月以降の保育料等を確定するために大切なものです。

今年度は、6 月下旬に現況届用紙を各ご家庭あてに発送する準備を進めており、締切は 7 月末頃を予定しています。提出の際には就労証明書や診断書等、保育認定事由に合わせた書類提出が必要です。締切期日には書類を揃えて提出できるように、勤務先に就労証明書を依頼するなど、事前の準備をお願いいたします。（裏面参照）

《注意事項》

- ① 就労認定を受けている方は、父母それぞれの就労証明書の提出が必要です。
- ② 就労の認定を受けるためには、1 箇月あたり短時間認定で 64 時間以上、標準時間認定で 120 時間以上の就労（休憩時間を除く）が必要です。就労時間の条件を満たしていない方は速やかに認定を変更してください。
- ③ 提出書類は、市の所定様式以外は受け付けることはできません。
※受付できない例：会社様式の就労証明書や在籍証明書、病院様式の診断書等
- ④ 父母ともに育児休業を取得している場合は、退園になる可能性があります。

・ 証明書类等取得に時間がかかるため早めに準備してください。

・ 提出されない場合は、在籍園の継続利用ができなくなります。

豊橋市こども未来部保育課
担当：入所グループ
電話 51・2374

現況届提出時の添付書類について

「保育が必要な事由」を証明する書類は保護者（父・母等）各々必要です。

（きょうだいが同時に在園の場合は世帯で1部）

認定を受けている事由に合わせて必要な書類を提出してください。

① ～ ⑤は市の所定の様式です（豊橋市役所ホームページからダウンロードして利用してください）
万が一、ダウンロードができない場合は、市役所保育課または在籍園にご相談ください。

事 由	提 出 書 類
就 労	<給与所得の方> 「①就労証明書」を勤務先で証明を受けて提出してください。 <自営業の方> 「①就労証明書」+「事業の状況が確認できる書類」 Ex) 営業許可証、請負契約書、帳簿、事務所等の賃貸契約書、パンフレット、ホームページ等 又は直近の確定申告書の写し等
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙（注）及び出産予定日が確認できるページ） （注）：「交付日」・「No」・「保護者氏名」が確認できるよう写しをとってください *多胎児の場合は、それぞれの母子健康手帳の写しをご提出ください
疾病・障がい	「②診断書」及び障害者手帳・療育手帳の写し（所持している場合）
介護・看護	「②診断書」及び障害者手帳等の写し（所持している場合）
求職活動	「③求職活動申立書」
就 学	在籍期間が分かる書類（学生証又は在学証明書） 月あたりの授業時間数が分かる書類（時間割など）
その他	<勤務先で育児・介護休業法に基づく育休を利用している方> 「④育児休業状況届」及び会社が育児休業を認めている期間の分かる書類 <上記以外の方（地方公務員法に基づく育児休業の場合は上記に含む）> 「⑤申立書」※下の子の育児に専念しているが、遅くとも入所月が属する年度内に就労を開始する方が対象です。



豊橋市役所 HP